

# 地域雇用開発助成金(熊本地震特例)

資料No.2-2

地域雇用開発促進法に基づき、地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると認められる地域(同意雇用開発促進地域)等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・整備費用等に応じて一定額を助成(1年ごとに3回の助成)

## 対象地域

地域雇用開発助成金  
(地域雇用開発コース)

- 同意雇用開発促進地域(下記全ての要件を満たし、かつ厚生労働大臣が同意をした地域)
  - (1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上
  - (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下  
ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1.0.67未満の場合は0.67以下
- 過去1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
- 特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島
- 熊本地震特例 (平成30年3月31日まで特例措置の適用期間を延長)

熊本地震特例

## 助成金の内容

対象労働者の増加数及び設置・設備費用に応じて助成

<地域雇用開発助成金>

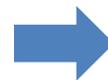
(万円)

設置・整備費用(万円)	対象労働者の増加数(人)			
	3[2]~4	5~9	10~19	20~
300~1,000	48、60 (50)	76、96 (80)	143、180 (150)	285、360 (300)
1,000~3,000	57、72 (60)	95、120 (100)	190、240 (200)	380、480 (400)
3,000~5,000	86、108 (90)	143、180 (150)	285、360 (300)	570、720 (600)
5,000~	114、144 (120)	190、240 (200)	380、480 (400)	760、960 (800)

<熊本地震特例>

(万円)

設置・整備等費用(万円) (注1)	対象労働者の増加数(人)		
	3[2]~4	5~9	10~
300~1,000	100	160	300
1,000~3,000	120	200	400
3,000~5,000	180	300	600
5,000~	240	400	800



※ 生産性の向上が認められない場合は左側の、認められる場合は右側の額を支給  
 ※ 中小企業の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額を上乗せ  
 ただし、創業の場合はこれに関わらず、労働者の増加数2名から対象とするとともに、初回の支給時に( )内の額の倍額を支給

注1: 復旧に伴う新たな設置・整備として、修繕・修理、宿舍借り上げ経費及び通勤バス経費も含む